

＜ 榛親会 会則 ＞

- 第 1 条 (名 称) 本会は榛親会(はいしんかい)と称し、事務局を会長宅に置く。
- 第 2 条 (目 的) 本会は静岡県立榛原高等学校剣道部(以下、榛高剣道部)の支援及び、剣道を通じ会員相互の交流を目的とする。
- 第 3 条 (会 員) 本会員は榛高剣道部員(現役,OB)の保護者、OB及びその関係者で構成する。
- 第 4 条 (行 事) 榛高剣道部の応援と、年数回の親睦会及び剣道大会への参加。
- 第 5 条 (会 費) 会費は必要に応じ、都度徴収するものとする。
- 第 6 条 (役 員) 本会に次の役員を置く。
- ・会長 1 名 ・副会長 1 名
 - ・相談役(榛高剣道部顧問) 1 名 ・事務会計 1 名
- 第 7 条 (役員選出) 各役員は、総会において会員の内から選出する。
- 第 8 条 (任 務) 会長は本会を代表し、全ての任務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合は、その任務を代行する。
- 第 9 条 (任 期) 役員任期は1年とし再任は妨げない。但し、補欠又は交代により就任した役員任期は前任者の残任期とする。
- 第 10 条 (稽 古) 稽古は自主的に怪我のないよう、榛高道場に於いてこれを行う。
- 第 11 条 (総 会 等) 定時総会は、毎年4月～6月に行うものとし、会長が議長に当たる。また、忘年会は毎年11月最終土曜日とする。定時総会においては、次の事項を協議する。
- ・行事、計画に関する事
 - ・予算並びに決算に関する事
 - ・会則の制定または改廃に関する事
 - ・その他、重要な事項に関する事
- 総会の決議は会員の過半数の賛成で決定する。
役員会は必要な都度会長が招集し、自ら議長となる。

平成 21 年 11 月 吉日 制定